

有田町まちなか賑わいづくり支援事業補助金

募集要領

■受付期間

令和3年7月26日（月）～令和3年8月13日（金）【当日消印有効】

※持参の場合は、平日（土、日、祝日を除く）8:30～17:15

■受付及び問い合わせ先

有田町役場商工観光課（本庁舎3階）

〒849-4192 有田町立部乙2202番地 TEL 0955-46-2500

FAX 0955-46-2100

E-Mail syoko@town.arita.lg.jp

令和3年7月
有田町商工観光課

有田町まちなか賑わいづくり支援事業補助金 募集要領

「有田町まちなか賑わいづくり支援事業補助金」（以下「補助金」という。）について、以下のとおり募集を行いますので、交付を希望される方は、申請されるようご案内いたします。

1. 事業の目的

本補助金は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている商店会や各種団体等（以下「団体等」という。）が、感染予防のための対策を講じた上で開催するイベント等に要する経費の一部を町が補助することによって、誘客促進及びまちなかにおける賑わい創出を図ることを目的とする。

2. 補助対象者

補助金の交付対象となる団体等は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 町内を活動拠点とする商店会、各種団体、グループ等であること。
- (2) 申請年度において、本補助金の交付決定を受けていないこと。
- (3) 団体等の代表者又は構成員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等の反社会勢力との関係を有していないこと。
- (4) 社会通念上不適切であると判断される団体等でないこと。

3. 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすイベント等とする。

- (1) 町内で実施する誘客促進及び賑わいづくりを目的とした事業
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上で行う事業
 - (3) 令和3年10月9日から令和4年3月13日までにを行う事業
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。
- (1) 政治的、宗教的な事業
 - (2) 専ら特定の地域住民や団体のために実施される事業
 - (3) 公序良俗に反するおそれのある事業

4. 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、別表1のとおりとする。

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額とし、その限度額は20万円とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。また、国、県その他からこの補助金以外の補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

6. 申請手続き等

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

有田町役場商工観光課（本庁舎3階）

〒849-4192 有田町立部乙2202番地

TEL 0955-46-2500 FAX 0955-46-2100

E-Mail syoko@town.arita.lg.jp

(2) 受付期間

令和3年7月26日（月）～令和3年8月13日（金）【当日消印有効】

※持参の場合は、平日（土、日、祝日を除く）8:30～17:15

(3) 提出書類

①補助金交付申請書 様式第1号

②事業計画書（交付申請）別紙1

③資金計画及び事業予算明細書（交付申請）別紙2-1、2-2

(4) 提出部数

1部

7. 採択者の決定

受付終了後、有田町が設置する審査委員会において選定し、審査結果については、令和3年8月31日（火）までに文書で通知する。

8. 補助対象者の義務

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければならない。

(1) 補助金要綱及びこの要領の規定に従うこと。

(2) 重要な補助事業の内容を変更する場合は、町長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。

(5) 補助事業の経理については、他の経理と区分して、その収支の状況を明らかにしておくとともに、補助事業完了後5年間保管すること。

(6) 補助事業を完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書1部を提出すること。

(7) この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額（※）」という。）が確定した場合には速やかに町長に報告し、消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還すること。

※消費税等仕入控除税額について…

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げにともなう預り消費税の対象にはならない。

補助事業に係る課税仕入れにともない、還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、原則としてあらかじめ補助対象経費から消費税額を減額しておくこととする。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないとき、又は次に掲げる補助事業者は、消費税額を補助対象経費に含めて補助金の額を算定できるものとする。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者

9. 実績報告

補助事業完了後若しくは廃止後30日を経過した日、又は令和4年3月31日（木）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第9号）を提出すること。

10. その他

- (1) 補助金の支払いについては、町長が必要と認める場合は、概算払又は前金払にすることができる。
- (2) 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当したときは、その交付を停止し、若しくは交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - ① 補助金要綱及びこの要領の規定に違反したとき。
 - ② 関係書類に虚偽の記載があったとき。

別表1（補助対象経費）

補助対象経費	経費の内容
謝金	出演者等に対する謝金
旅費	出演者等の航空運賃、特急料金又は新幹線料金を伴う鉄道運賃、高速バスの運賃及び宿泊料（ただし、最も経済的又は合理的な経路及び方法とする）
消耗品費	感染予防対策に係る消耗品（マスク、消毒液等）、その他事業実施に必要な消耗品の購入に係る経費
印刷製本費	マップ、ポスター、チラシ等の印刷に係る経費
通信運搬費	切手代、通信料等に係る経費
保険料	損害保険等に係る経費
広告宣伝費	各種広告宣伝に係る経費
委託料	会場設営、音響、警備、イベント企画運営、デザイン等の委託に係る経費
使用料及び賃借料	会場、機材、車両等の使用及び賃借に係る経費

原材料費	イベント実施に必要な原材料に係る経費
工事請負費	会場設営に必要な工事に係る経費
その他	町長が必要と認める経費
<p>(備考)</p> <p>次に掲げるものは、補助対象経費から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の資産形成に係る経費 ・支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費 ・交際費（贈呈経費、懇親会費等）、食糧費（飲食、茶菓子）に該当する経費 ・事業終了後も継続的に使用することを目的とした物品等の購入費 ・補助事業の実施期間外に要した経費 ・団体等の管理運営に係る経費 	